

3 追跡調査計画(モニタリング調査)

評価書(平成 14 年 6 月)においては、以下の観点に該当する項目について事業による影響を確認するためにモニタリング調査を実施することとし、著しい影響があると認められた場合には必要な措置を講じていくこととしている。

工事車両による騒音や振動のようにその影響が予測でき、工事車両の分散化等によりその影響の低減が期待できるが、不測の事態に備えて調査・監視を続けるもの

植物への踏圧影響のように周知や防止策を講じることによりその影響を防ぐこととするが、その効果に不確実性が残るもの

動物への工事や供用による騒音の影響のように、予測評価の前提とした事業の計画は定まっているが、科学的な知見等の集積が不十分で、その影響を予測することが難しく、その知見や事例の蓄積が望まれているもの

平成 14 年度においては、表 2 に示す項目についてモニタリング調査を実施した。

なお、本事業は平成 14 年 9 月に着手されているため、本報告書では平成 14 年 9 月以降を事業着手後として取り扱うこととした。

表 2 モニタリングを実施した項目一覧

大気質等	気象・大気質	
騒音	一般環境騒音・沿道環境騒音	
振動	一般環境振動・沿道環境振動	
水質	放流河川水質・放流水濁度	
地下水	水位・水質	
土壌汚染	土壌汚染	
植物	瀬戸会場	注目すべき植物種、シデコブシ
	長久手会場	注目すべき植物種
動物	瀬戸会場	ムササビ、オオタカ、ハチクマ、アオゲラ等繁殖鳥類、ハッチョウトンボ、ゲンジボタル、ギフチョウ
	長久手会場	オオタカ、アオゲラ等繁殖鳥類、カワセミ、注目すべき魚類、ハッチョウトンボ・ベニイトトンボ、ギフチョウ

4 調査結果及び評価

本事業は平成 14 年 9 月 19 日に着手されているため、基本的には平成 14 年 9 月以降の調査結果は本事業着手後と位置づけて、項目ごとに評価を行った。

その結果、以下に示す項目を除き、評価書における環境保全のための監視目標を達成し、予測値、環境基準値または規制基準値が存在する項目については、それらを下回る値であった。

- ・ 沿道環境大気質の四季調査において、二酸化硫黄及び二酸化窒素が予測結果を上回る傾向にあり、二酸化窒素の及び浮遊粒子状物質の一部は環境基準値も上回ったが、広域の濃度変動を反映していること、高濃度が観測された期間の本事業による工事車両の台数は一般車両の 1 % 未満とみられること等から、本事業の影響は小さいと考えられる。
- ・ 地下水質において、一部観測井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の値および有機物等の値について本事業着手後に高い値が見られたが、平成 14 年度の会場整備事業において、長久手会場の主な工事は解体工事や造成工事であり、施肥等の、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の値や有機物等の値に影響を及ぼすような行為は行っていないことから、原因の特定はできなかった。
- ・ 注目すべき植物種のうち一部の種に関して、本事業の工事が着手された平成 14 年 9 月の時点で既に確認適期（開花期等）が終了していたため、事業による影響及び環境保全のための監視目標の達成状況は平成 15 年度以降の調査で確認していくこととする。
- ・ 注目すべき動物の大部分の項目（オオタカ、ゲンジボタル、ギフチョウ等）に関して、本事業の工事が着手された平成 14 年 9 月の時点で既に生息及び繁殖の確認適期が終了していたため、事業による影響及び環境保全のための監視目標の達成状況は平成 15 年度以降の調査で確認していくこととする。

したがって、平成 14 年度においては、本事業による環境への著しい影響はみられず、環境保全のための監視目標はおおむね達成されていると判断した。

5 今後の対応方針

今後も引き続きモニタリング調査を継続し、環境への著しい影響が明らかになった場合には、その原因等について分析するとともに、必要に応じ専門家の意見を聴きながら、関係機関と調整して、事業計画の変更も含めた適切な対策を講じるものとする。